

令和4年8月31日  
(照会先)  
リスク統括部  
リスク統括部長 萩 敏彦  
(電話直通 03-6892-7744)  
経営企画部広報室  
広報室長 高澤 有美  
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

## 事務処理誤り等(令和4年7月分)について

令和4年7月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

## 事務処理誤り等（令和4年7月分）について

別添

### I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

### II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

#### 1 令和4年7月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和4年度に発生した事務処理誤りが27件、令和3年度が37件、令和2年度が6件、令和元年度が8件、平成30年度が6件、平成29年度以前が48件、合計132件（市区町村において発生した18件、委託業者等が発生させた10件を含む）となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な104件について、一覧で事象をお示ししています。

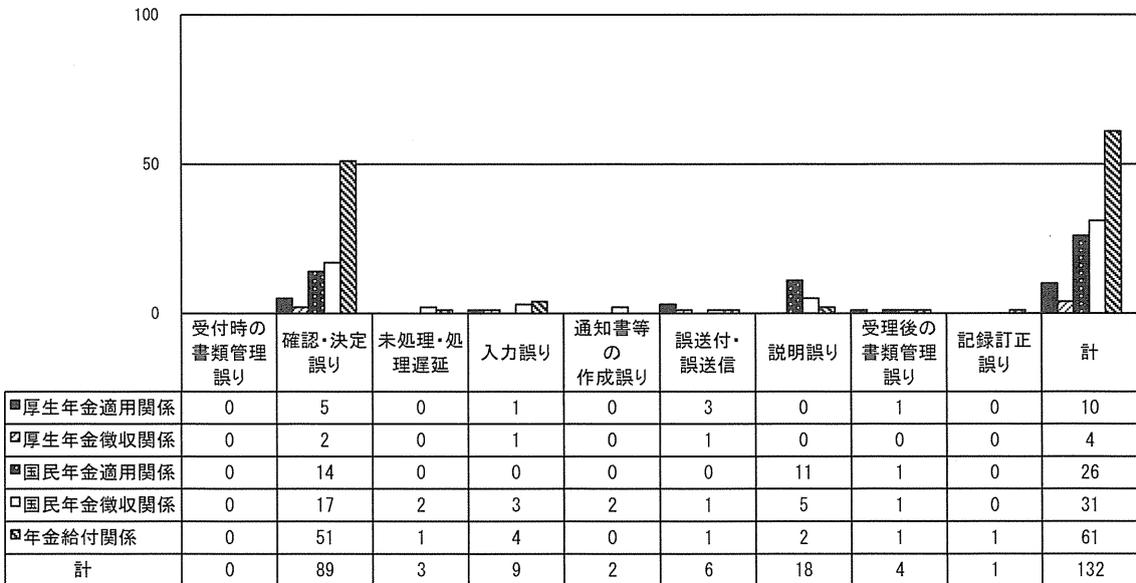
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計	
件数	32(5)	0	1(1)	2	3(2)	3(2)	1(1)	1	1(1)	2	2	6(1)	8	6(2)	37(8)	27(5)	132(28)
割合	24.2%	0.0%	0.8%	1.5%	2.3%	2.3%	0.8%	0.8%	0.8%	1.5%	1.5%	4.5%	6.1%	4.5%	28.0%	20.4%	100.0%

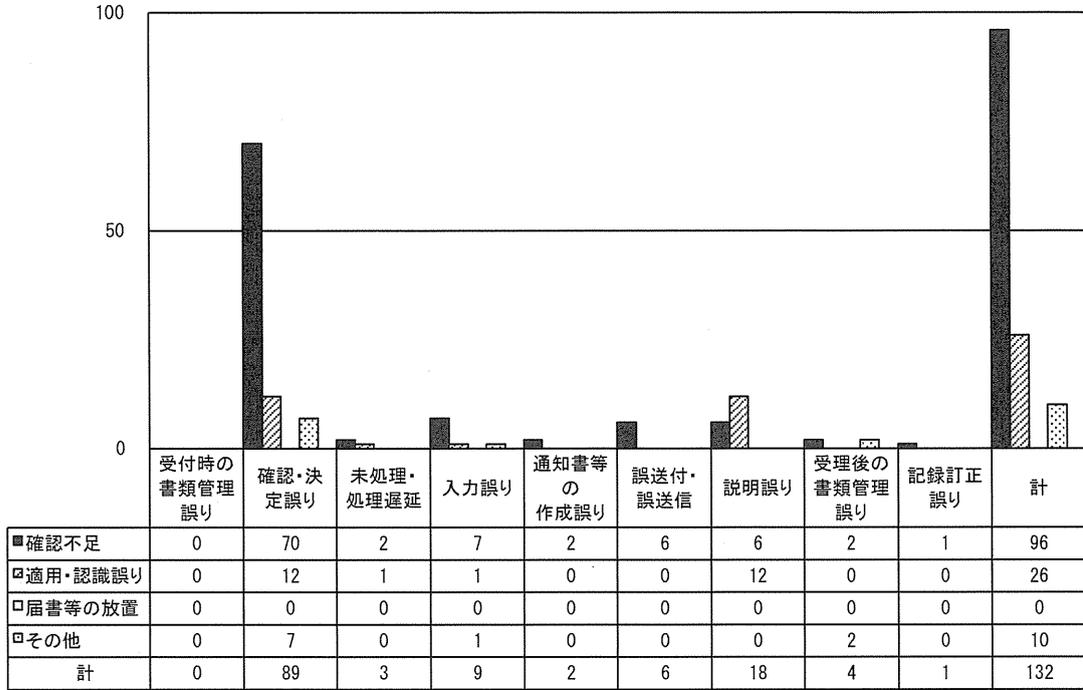
← 社会保険庁時代発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

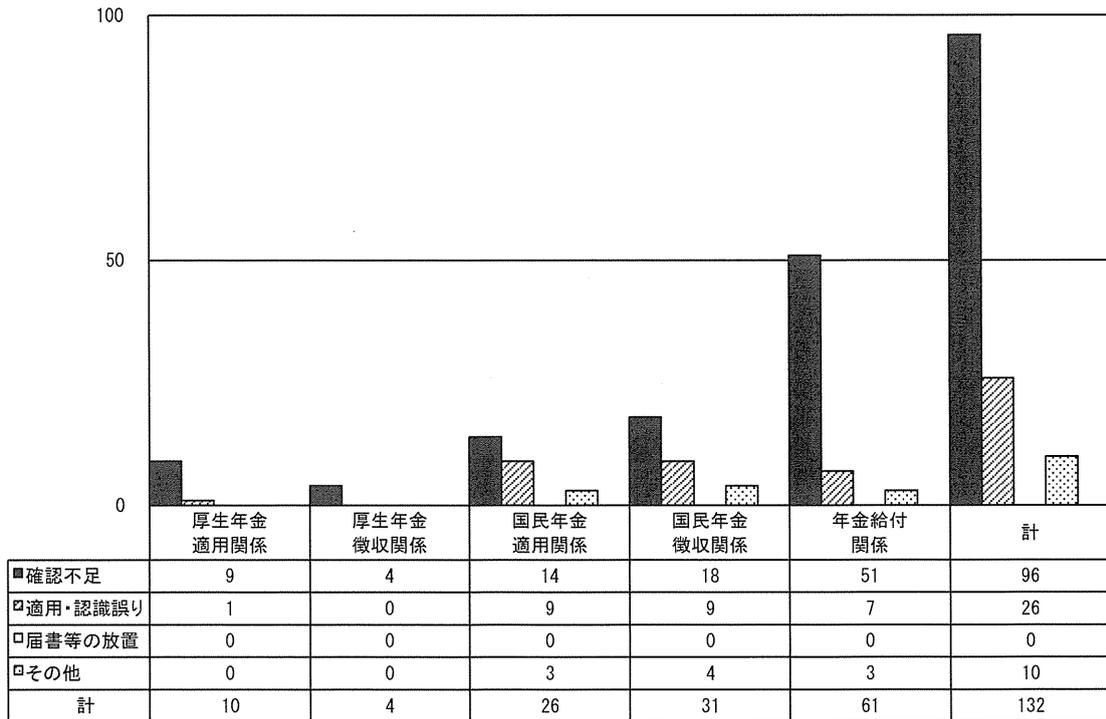
#### 2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



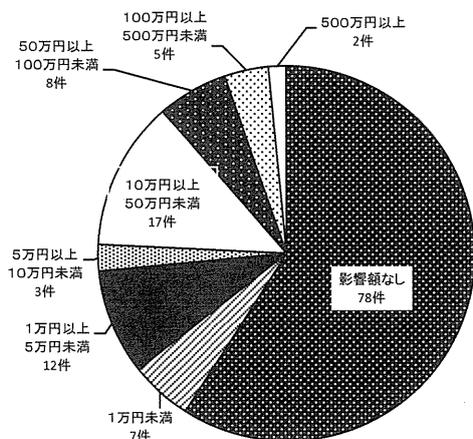
### 3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



### 4 原因別・制度等別内訳

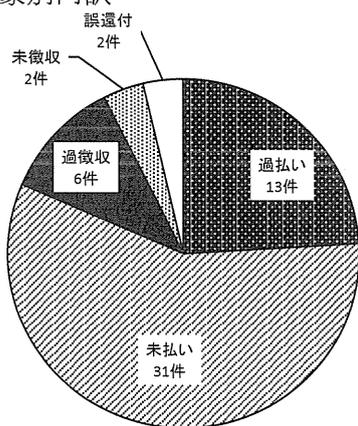


## 5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		8	3	24	25	18	78
1万円未満		1	0	0	2	4	7
1万円以上 5万円未満		0	0	2	2	8	12
5万円以上 10万円未満		0	1	0	0	2	3
10万円以上 50万円未満		0	0	0	1	16	17
50万円以上 100万円未満		1	0	0	1	6	8
100万円以上 500万円未満		0	0	0	0	5	5
500万円以上		0	0	0	0	2	2
計		10	4	26	31	61	132

## 6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	13件	3,951,155	303,935
未払い	31件	39,534,586	1,275,309
過徴収	6件	760,184	126,697
未徴収	2件	54,252	27,126
誤還付	2件	397,260	198,630
計	54件	44,697,437	827,730

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

## 7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	67件	50.8%
外部	65件	49.2%
計	132件	100.0%

### Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。  
 平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対応を実施しております。  
 当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	令和4年8月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額	対応件数	影響金額
1	振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	105,519件	607.6億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	92件	2,491万円	7,669件	20.5億円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	7件	1,959万円	2,309件	19.1億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	1件	348万円	390件	1.3億円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	1件	28万円	159件	2,822万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	未払い	4件	877万円	70件	2.0億円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	262件	2,934万円	2,243件	3.1億円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	10件	280万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	339件	5,415万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	0件	0円	50件	6,818万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	6件	35万円	1,760件	1.3億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	3件	171万円	46件	2,750万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	1件	120万円	51件	2,536万円
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	38件	3,058万円	2,339件	23.9億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	2件	12万円	90件	715万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	1件	3万円	54件	1.1億円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	3件	209万円	37件	2,316万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	5件	417万円	88件	6,706万円
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	未払い	83件	3.7億円	1,699件	61.6億円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	64件	1,277万円	25,874件	22.6億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	10件	3,349万円	990件	13.9億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	28件	1.8億円	1,415件	72.4億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	58件	331万円	86,582件	17.1億円
		過払い	0件	0円	5,567件	2,110万円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	743件	1.3億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	未払い	1件	68万円	202件	3.6億円
		過払い	0件	0円	124件	161万円
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	過払い	0件	0円	3件	64万円
39	障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ	未払い	0件	0円	158件	2.8億円
40	旧三共済等組合員期間を有し他年金の受給・加入状況の確認を要する場合の遺族年金の寡婦加算の加算漏れ	未払い	0件	0円	43件	1.2億円

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36、項番37は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

※項番38、項番39、項番40は、「事務処理誤り等の年次公表」における点検・分析を通じて公表した事象です。

## ○日本年金機構の令和4年7月分の事務処理誤り一覧(1～15ページ)

1. 厚生年金適用関係	.....	1P	整理番号 1～9
2. 厚生年金徴収関係	.....	3P	整理番号 10～12
3. 国民年金適用関係	.....	4P	整理番号 13～28
4. 国民年金徴収関係	.....	6P	整理番号 29～57
5. 年金給付関係	.....	10P	整理番号 58～104

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(16～19ページ)

# 1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2020年 6月4日	2022年 2月16日	○担当部署で確認したところ、本人記録の確認不足により、誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
2			富山	富山	2022年 4月22日	2022年 5月20日	○担当部署で確認したところ、資格取得届の処理時の確認不足により、経過管理システムへの受付登録が行われておらず、資格取得届の処理がされていないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得届の処理における確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
3	資格喪失届の誤り	入力誤り	千葉	千葉	2018年 10月17日	2022年 6月15日	○担当部署で確認したところ、資格喪失届の入力時の確認不足により、誤って年金の支払保留処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、資格喪失届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	728,344
4	被扶養者異動届の誤り	確認・決定誤り	千葉	木更津	2019年 12月5日	2022年 3月31日	○担当部署で確認したところ、被扶養者異動届の処理時の確認不足により、続柄を誤って処理していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、被扶養者異動届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
5	厚生年金適用関係届の誤り	確認・決定誤り	広島	広島広域事務センター	2022年 4月18日	2022年 6月27日	○社会保険労務士から問合せがあり、新規適用届の処理時の確認不足により、別の社会保険労務士を代理人として登録したため、算定基礎届が別の社会保険労務士に送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届を回収し、正しい事業所に送付しました。 ●担当部署において、新規適用届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2社会保険労務士	なし	0
6	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	静岡	静岡	2022年 6月17日	2022年 6月23日	○社会保険労務士から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の被扶養者異動届の写しを送付していることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した被扶養者異動届の写しを回収し、正しい事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
7			千葉	千葉	2022年 6月17日	2022年 6月20日	○社会保険労務士から問合せがあり、算定基礎届の送付先を登録する際の確認不足により、送付先を誤って登録したことから、算定基礎届を別の社会保険労務士に送付していることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届を回収し、正しい社会保険労務士に送付しました。 ●担当部署において、送付先を登録する際の確認を徹底するよう周知しました。	3社会保険労務士	なし	0
8			愛知	名古屋広域事務センター	2022年 6月14日	2022年 6月20日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の文書が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した文書を回収し、正しい事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
9	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	東京	東京広域事務センター	2022年4月4日	2022年4月26日	<p>○事業所から問合せがあり、委託業者の書類の管理不足により、資格取得届が所在不明となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。資格取得届の写しをご提出いただき、処理を行いました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、書類の管理を適切に行うよう指導しました。</p>	1事業所	なし	0

## 2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
10	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	愛媛	松山西	2022年 2月14日	2022年 5月25日	○事業所から問合せがあり、保険料を分割納付する申出があったにもかかわらず、保険料収納時の確認不足により、保険料を一括で収納していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、保険料の分割納付の希望があった際は、必要な案内をするよう周知しました。	1事業所	なし	0
11			東京	東京広域 事務センター	2022年 4月14日	2022年 5月12日	○担当部署で確認したところ、口座振替申出書の処理時の確認不足により、処理がされていないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、口座振替申出書の処理時の確認を徹底するよう指導しました。	1事業所	なし	0
12		入力誤り	東京	港	2022年 6月10日	2022年 6月27日	○事業所から問合せがあり、保険料登録時の確認不足により、誤った保険料額を入力したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料については還付の処理を行いました。 ●担当部署において、保険料の登録時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	82,104

### 3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
13	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域事務センター	2019年4月2日	2022年6月29日	○年金事務所から連絡があり、年金記録の確認不足により、20歳到達時の国民年金資格取得の勸奨が漏れ、資格取得処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、資格取得処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
14			広島	広島広域事務センター	2022年5月30日	2022年6月8日	○市区町村から連絡があり、市区町村において、年金記録の確認不足により、誤って別人の情報が記載された資格取得届を進達したため、別人に国民年金加入の処理が行われていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、届書を進達する際の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
15	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	島根	出雲	1960年10月頃	2022年5月12日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
16			熊本	本渡	1983年3月29日	2021年12月13日		1名	なし	0
17			佐賀	武雄	1961年1月24日	2022年5月16日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	4名	なし	0
18			千葉	船橋	1960年10月1日	2022年6月2日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	3名	なし	0
19			東京	武蔵野	2022年3月29日	2022年4月18日	○市区町村から連絡があり、市区町村において、納付期限の確認不足により、国民年金任意加入申出書の進達が遅れたため、前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対して、納付期限の確認を徹底し、納付期限に間に合うよう進達するよう依頼しました。	1名	なし	0
20			愛媛	今治	2019年2月27日	2022年6月9日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認不足により、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際は年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	16,540
21			説明誤り	東京	立川	2004年3月頃	2022年5月30日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内が漏れたため、国民年金強制加入期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし
22	京都	京都南		2005年12月16日	2022年5月16日	○市区町村から連絡があり、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内が漏れたため、国民年金強制加入期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
23	国民年金任意加入申出書の誤り	説明誤り	福岡	東福岡	2013年 7月24日	2022年 1月11日	○市区町村から連絡があり、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内が漏れたため、国民年金強制加入期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
24			香川	高松西	2021年 12月頃	2022年 3月8日	○市区町村から連絡があり、市区町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
25			千葉	市川	2020年 7月27日	2022年 4月26日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
26			大阪	平野	2015年 12月15日	2022年 6月23日		1名	なし	0
27	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2020年 1月27日	2022年 5月24日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、誤って国民年金第3号被保険者として処理したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	49,230
28	国民年金被保険者住所変更届の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌北	2010年 2月19日	2022年 2月22日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、年金記録の確認不足により、誤って別人の情報が記載された国民年金被保険者住所変更届を進達したため、別人に住所変更の処理が行われていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、届書を進達する際の確認を徹底するよう依頼しました。	2名	なし	0

## 4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
29	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	北海道	釧路	2022年 4月20日	2022年 6月16日	○担当部署で確認したところ、前納納付書を作成する必要があるにもかかわらず、作成を漏らしたため、お客様の希望する月からの前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、前納希望の確認を徹底し、必要な処理を行うよう周知しました。	1名	なし	0
30			兵庫	須磨	2022年 4月7日	2022年 5月12日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、お客様が前納を希望していたにもかかわらず、その旨を年金事務所へ連絡していなかったため、前納納付書が作成されず、お客様の希望する月からの前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、前納希望の場合、年金事務所へ連絡することを徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
31	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2022年 6月2日	2022年 6月9日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納納付書を作成する際の確認不足により、お客様の希望によらず、誤って分割納付書を作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、追納納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
32			埼玉	埼玉広域事務センター	2022年 2月28日	2022年 4月27日	○お客様から問合せがあり、追納可能期間の確認不足により、追納保険料の過誤納が発生した際、追納可能期間へ充当すべきところ、誤って還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、追納保険料の過誤納が発生した際の追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	395,260
33	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	東京	江戸川	2021年 12月15日	2022年 6月15日	○お客様から問合せがあり、委託業者において、本人以外から国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、国民年金保険料免除・納付猶予申請書受付時の本人確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
34		説明誤り	滋賀	大津	2021年 9月27日	2021年 12月20日	○お客様から問合せがあり、お客様が免除申請を希望していたにもかかわらず、免除申請書の受付を漏らしていたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、免除申請の手続きについて確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	2名	過徴収	571,690
35	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	静岡	浜松西	2012年 7月1日	2021年 11月4日	○市区町村から連絡があり、年金記録の確認不足により、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
36			鳥取	鳥取	2006年 1月26日	2021年 10月27日		1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
37	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	山形	寒河江	1982年 11月2日	2022年 6月1日	○担当部署で確認したところ、法定免除当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
38			神奈川	川崎	1987年 4月20日	2022年 5月11日		1名	なし	0
39			愛媛	松山東	2000年 6月9日	2022年 6月13日		1名	なし	0
40	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2022年 2月21日	2022年 5月18日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書について、金融機関に確認書類を送付すべきところ、送付せずに処理を行っていたため、口座振替が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、口座振替申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
41			愛媛	今治	2022年 3月29日	2022年 4月26日		1名	なし	0
42			北海道	事務センター	2022年 4月21日	2022年 6月20日		1名	なし	0
43		入力誤り	東京	東京広域 事務センター	2022年 2月28日	2022年 5月20日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、誤った口座番号を補記し、入力処理を行ったため、口座振替が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、口座振替申出書の口座番号の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
44			東京	東京広域 事務センター	2021年 8月18日	2022年 5月30日		1名	なし	0
45			群馬	高崎広域 事務センター	2022年 3月14日	2022年 5月27日		1名	なし	0
46		説明誤り	東京	足立	2022年 3月16日	2022年 6月1日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書の提出が必要であるにもかかわらず、提出の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、必要な処理を行いました。 ●担当部署において、口座振替について確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
47	国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2022年3月8日	2022年6月6日	○お客様から問合せがあり、クレジットカード納付申出書を処理する際の確認不足により、クレジットカードの有効期限の確認を漏らしたため、クレジットカードによる納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、クレジットカードの有効期限の確認を徹底し、必要な確認を行うよう周知しました。	1名	なし	0
48	国民年金保険料クレジットカード納付辞退申出書の誤り	説明誤り	北海道	札幌西	2022年4月11日	2022年5月10日	○お客様から問合せがあり、クレジットカード納付辞退申出書の提出が必要であるにもかかわらず、提出の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、クレジットカード納付の処理について確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	2名	なし	0
49	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	滋賀	草津	2022年4月18日	2022年6月22日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料領収時の確認不足により、時効完成前の納付であるにもかかわらず、誤って時効完成後の納付として処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料領収時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
50			東京	文京	2021年8月18日	2022年3月28日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料の延滞金納付書を作成する際の確認不足により、不要な延滞金納付書を送付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の延滞金について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、延滞金納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	3,600
51	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	兵庫	東灘	2022年5月13日	2022年5月18日	○市区町村から連絡があり、国民年金免除提出案内文書を作成する際の確認不足により、免除・納付猶予申請書の提出の対象とならない方へ提出を案内する旨を記載した文書を作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当部署よりそれぞれのお客様にお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、免除提出案内文書の確認を徹底するよう周知しました。	219名	なし	0
52			京都	京都南	2022年2月頃	2022年2月21日	○お客様から問合せがあり、委託業者において、封入・封緘時の確認不足により、封緘作業を漏らし、国民年金保険料納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
53	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	立川	2022年5月2日	2022年5月12日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他のお客様の国民年金保険料口座振替額通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金保険料口座振替額通知書を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
54	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	東京	港	2019年10月3日	2022年5月24日	○お客様から問合せがあり、延滞金の過誤納が発生しているにもかかわらず、還付の処理がされていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の延滞金について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	38,200
55			神奈川	横須賀	2017年2月1日	2022年6月7日	○担当部署で確認したところ、延滞金の過誤納が発生しているにもかかわらず、還付の処理がされていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の延滞金について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	48,050

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
56	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	東京	八王子	2022年 3月頃	2022年 4月18日	○担当部署で確認したところ、書類の管理不足により、国民年金保険料学生納付特例取消申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度申請書を提出していただきました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
57			沖縄	平良	2021年 11月8日	2022年 1月26日	○お客様から問合せがあり、委託業者において、書類の管理不足により、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、再度申請書を提出していただきました。 ●委託業者に対し、書類の管理を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう指導しました。	19名	なし	0

## 5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
58	高齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	埼玉	大宮	2011年 9月8日	2021年 9月27日	○年金相談時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、受給要件を満たしているにもかかわらず、高齢年金の請求を案内していなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。高齢年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,320,044
59			長崎	長崎北	2000年 5月18日	2021年 8月23日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、合算対象期間とならない期間を含めて高齢年金を決定したため、受給権発生日月日を誤り、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	44,131
60	高齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	和歌山	和歌山東	2005年 3月29日	2022年 2月24日	○年金相談時の記録確認により、高齢年金決定時の共済組合加入期間の確認不足から、誤った共済期間で年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	792,861
61			大分	大分	2002年 11月7日	2021年 8月5日	○担当部署において確認したところ、高齢年金決定時の共済組合加入期間の確認不足から、誤った共済期間で年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	13,646
62	高齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川	川崎	1998年 1月14日	2021年 8月25日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者期間があるにもかかわらず高齢厚生年金を決定せず、高齢基礎年金のみを決定したため、高齢厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。高齢厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	634,058
63			岐阜	岐阜北	1980年 10月頃	2021年 11月5日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、国民年金記録と厚生年金記録が重複していることに気付かず、補正を行わないまま高齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	258,918
64			奈良	奈良	1985年 11月11日	2021年 7月9日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、国民年金記録と厚生年金記録が重複していることに気付かず、補正を行わないまま高齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	811,418

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
65	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	兵庫	須磨	1988年 8月1日	2019年 2月13日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、老齢年金決定時に一部の国民年金被保険者期間の登録を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	204,211
66			新潟	六日町	1992年 10月27日	2022年 3月29日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため免除期間としない期間について、免除期間として老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	27,965
67			新潟	六日町	1995年 8月1日	2022年 4月26日		1名	過払い	24,060
68			愛媛	松山西	1994年 7月21日	2022年 3月18日		1名	過払い	6,131
69			福岡	久留米	2002年 5月7日	2022年 1月21日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、脱退手当金支給済期間を厚生年金被保険者期間として老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,180,664
70	老齢年金の繰上げの誤り	確認・決定誤り	和歌山	和歌山東	2021年 10月15日	2021年 12月15日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が老齢年金の繰上げ請求を希望している方に対し、繰上げ請求書の提出を案内すべきところ案内しなかったため、繰上げ請求が行われず年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	395,818
71			宮崎	都城	2020年 6月25日	2022年 1月19日	○共済組合から連絡があり、年金受給状況の確認不足から、長期特例による老齢年金の一部繰上げとして決定すべきところ、全部繰上げとして決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、繰上げ請求時に年金受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	236,769
72	老齢年金の繰下げの誤り	確認・決定誤り	本部	中央 年金センター	2022年 3月4日	2022年 4月19日	○お客様から問合せがあり、老齢年金の繰下げ請求書の受付日の確認不足から、お客様が希望する繰下げ日とは異なる繰下げの日で年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に決定内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	812,409
73	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	千葉	千葉	2001年 9月6日	2021年 8月13日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、誤った厚生年金被保険者期間の登録を行い遺族年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	602,316

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
74	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	奈良	奈良	2002年 8月8日	2021年 9月3日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、誤った厚生年金被保険者期間の登録を行い遺族年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	30,211
75			群馬	高崎広域 事務センター	2022年 1月24日	2022年 4月28日	○担当部署において確認したところ、共済年金の受給状況の確認不足から、老齢年金と遺族年金の支給調整を誤って行い、遺族年金を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金に未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時に共済年金の支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
76			香川	高松広域 事務センター	2022年 1月27日	2022年 2月10日	○担当部署において確認したところ、委託業者の遺族年金決定時の確認不足から、続柄を誤って登録し年金を決定したため、誤った決定に基づいた年金証書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、正しい年金証書を送付しました。 ●委託業者に対し、入力時に入力内容の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
77		入力誤り	東京	東京広域 事務センター	2022年 3月25日	2022年 5月23日	○担当部署において確認したところ、委託業者の遺族年金決定時の確認不足から、続柄を誤って登録し年金を決定したため、誤った決定に基づいた年金証書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、正しい年金証書を送付しました。 ●委託業者に対し、入力時に入力内容の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
78	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害 年金センター	2021年 8月5日	2022年 6月6日	○担当部署において確認したところ、障害年金決定時の障害状態の確認不足から、誤った障害等級で障害年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に障害状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	408,705
79			本部	障害 年金センター	2022年 4月28日	2022年 5月27日	○担当部署において確認したところ、障害年金決定時の確認不足から、診断書の記載内容と異なる障害状態を登録し障害年金を決定したため、誤った決定に基づいた年金証書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、正しい年金証書を送付しました。 ●担当部署において、年金決定時に決定内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
80	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	本部	中央 年金センター	2022年 2月28日	2022年 4月12日	○お客様から問合せがあり、処理内容の確認不足から、誤った補正処理を行い、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、処理内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	473,768
81			本部	中央 年金センター	2022年 5月25日	2022年 5月27日	○担当部署において確認したところ、処理内容の確認不足から、納付されたにもかかわらず、納入告知書を再度送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した納入告知書を回収しました。 ●担当部署において、納入告知書作成時に処理内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
82	加給年金の誤り	確認・決定誤り	長野	長野南	2019年 4月19日	2022年 3月8日	○担当部署において確認したところ、配偶者の年金請求時の確認不足から、配偶者加給年金停止処理を漏らしたため、加給年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に配偶者加給年金の加算要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	97,451

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
83	加給年金の誤り	説明誤り	長野	長野南	2020年 11月5日	2021年 5月6日	○担当部署において確認したところ、街角の年金相談センターにおいて、障害年金請求書受付時の確認不足から、加給年金額加算開始事由該当届の提出を案内をしていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。加給年金加算開始処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●街角の年金相談センターにおいて、年金請求書提出時に必要な書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	37,066
84	年金選択の誤り	確認・決定誤り	本部	中央 年金センター	1995年 11月頃	2021年 9月16日	○未支給年金請求時の確認により、年金選択処理時の確認不足から、保留解除処理を漏らしたため、遺族厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、選択処理時に保留解除処理の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,507,813
85			本部	中央 年金センター	1986年 4月頃	2021年 5月28日	○担当部署において確認したところ、旧厚生年金保険法遺族年金と老齢年金を受給している方の選択処理において、支給停止額を誤って入力したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、選択処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	83
86			東京	中央	2021年 5月18日	2021年 8月24日	○お客様から問合せがあり、年金選択処理時の確認不足から、厚生年金基金を考慮せず、お客様の意向と異なる年金選択申出書を受付したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、選択処理時に厚生年金基金の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	261,784
87			滋賀	草津	2018年 11月14日	2021年 9月9日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士の年金選択処理時の確認不足から、特例遺族給付を受給していることを考慮せず、お客様の意向とは異なる年金選択申出書を受付したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	46,073
88			年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	埼玉	浦和	2021年 5月17日	2022年 6月8日	○お客様から問合せがあり、未支給年金請求書受付時のお亡くなりになった対象者の確認不足から、誤って配偶者の年金について支払保留処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理時に対象者の確認を徹底するよう周知しました。	1名
89			大阪	大阪広域 事務センター	2022年 4月18日	2022年 6月3日	○担当部署において確認したところ、未支給年金請求書受付時のお亡くなりになった対象者の確認不足から、誤って配偶者の年金について支払保留処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理時に対象者の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	262,589

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
90	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	青森	八戸	2022年 3月17日	2022年 5月13日	○お客様から問合せがあり、老齢年金請求書の記載内容の確認不足から、誤った受取希望先郵便局の支払局コードで登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、老齢年金請求書処理時に支払局コードの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,919,728
91			京都	上京	2022年 3月31日	2022年 5月30日	○担当部署において確認したところ、遺族年金請求書の記載内容の確認不足から、誤った口座番号で登録を行ったため、遺族年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金請求書処理時に、振込先口座の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	119,716
92			大阪	堺西	2022年 3月31日	2022年 6月16日	○お客様から問合せがあり、年金受給権者受取機関変更届の記載内容の確認不足から、誤った口座番号で登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金受給権者受取機関変更届処理時に、振込先口座の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	129,633
93		入力誤り	神奈川	事務センター	2022年 4月21日	2022年 6月10日	○担当部署において確認したところ、委託業者の年金請求書処理時の確認不足から、誤った金融機関コードの入力を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、入力時に入力内容の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	106,510
94			岡山	岡山広域事務センター	2022年 4月7日	2022年 6月20日	○担当部署において確認したところ、委託業者の遺族年金請求書処理時の確認不足から、誤った氏名を入力を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、入力時に入力内容の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	41,754
95	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	北海道	釧路	2010年 12月6日	2021年 8月24日	○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記録の統合処理を行い、年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	642,234
96	年金見込額の誤り	説明誤り	埼玉	所沢	2021年 12月22日	2022年 6月22日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士の年金見込額試算時の確認不足から、誤った年金見込額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
97	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌東	2019年 9月24日	2022年 4月28日	○共済組合から連絡があり、共済組合期間の確認不足から、届出のあった未支給年金請求書について、共済組合への回付が漏れていたため、共済組合が支給する未支給年金が決定されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合へ未支給年金請求書を回付し、年金が決定されたことを確認しました。 ●担当部署において、共済組合期間を有する方が未支給年金請求書を提出された場合の事務処理手順について再確認しました。	1名	なし	0
98			埼玉	春日部	2021年 7月7日	2022年 4月28日		1名	なし	0
99			大阪	玉出	2021年 9月6日	2022年 4月28日		1名	なし	0
100			福岡	南福岡	2017年 8月15日	2022年 4月28日		1名	なし	0
101	年金給付関係書類の誤り	確認・決定誤り	本部	中央 年金センター	2021年 9月9日	2021年 10月4日	○担当部署において確認したところ、届書の確認不足から、通知書の再発行処理依頼票の処理を漏らしたため、通知書を送付していないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再発行処理を行い、お客様へ通知書を送付しました。 ●担当部署において、再発行処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
102	年金給付関係通知書等の誤送付	確認・決定誤り	山口	岩国	2020年 3月18日	2022年 6月8日	○お客様から問合せがあり、年金生活者支援給付金決定時の確認不足から、請求時から住所、氏名が変更しているにもかかわらず、誤って変更前の住所、氏名で給付金の統合通知書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい通知書を送付しました。 ●担当部署において、給付金決定時に住所、氏名の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
103	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	千葉	幕張	2022年 7月14日	2022年 7月19日	○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足から、他のお客様に交付すべき受付控を誤って別のお客様に交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受付控を回収し、正しい受付控を交付しました。 ●担当部署において、受付控交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
104	年金給付関係書類の管理誤り	未処理・処理遅延	千葉	木更津	2022年 1月31日	2022年 5月18日	○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理不足から、年金生活者支援給付金請求書を未処理のまま保管していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	<p>○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構と共済組合との間の情報連携不足</li> <li>・システム処理に起因するもの</li> <li>・機構における事務処理誤り</li> <li>・お客様からの届出漏れ</li> </ul> <p>※平成29年9月公表済みのものと同種の事案</p>
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	<p>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</p> <p>○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</p> <p>○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。</p> <p>○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。</p>
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	<p>○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算)</p> <p>○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。</p> <p>○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。</p>
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	<p>○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間)</p> <p>○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。</p>
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	<p>○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間)</p> <p>○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。</p> <p>○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。</p> <p>○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。</p>
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	<p>○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。</p> <p>○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。</p> <p>○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。</p>
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	<p>○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。</p> <p>○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。</p>
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	<p>○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。</p> <p>○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をしなければならない。</p> <p>○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。</p>
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<p>○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。</p> <p>○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。</p> <p>○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。</p>
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	<p>○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。</p> <p>○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。</p>

項番	事象	概要
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</li> <li>○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</li> <li>○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。</li> <li>○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。</li> <li>○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。</li> </ul>
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。</li> <li>○この場合、システム的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。</li> <li>○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。</li> </ul>
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。</li> <li>○旧公共企業体(JT、JR、NTT)〔「三共済」〕についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。</li> <li>○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。</li> </ul>
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。</li> <li>○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。</li> <li>○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。</li> </ul>
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がいる場合には加給年金を加えた額に改定している。</li> <li>○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。</li> <li>○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。</li> <li>○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。</li> <li>○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。</li> <li>○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。</li> <li>○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。</li> </ul>
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</li> <li>○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。</li> <li>○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。</li> </ul>
26	遺族厚生年金の決定時における短期・長期要件の確認誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が死亡した場合(短期要件)または厚生年金を受け取るための必要な加入期間を満たした方が死亡した場合(長期要件)に、その遺族が受け取ることができる。</li> <li>○遺族厚生年金の年金額は短期要件、長期要件で決定するかによって、年金額が変わる。</li> <li>○短期要件及び長期要件の双方を満たした場合には、遺族がどちらの要件で決定するかを選択する。</li> <li>○その際は、年金額の試算を行ったうえで遺族に示すことで選択いただくが、この際の説明に誤りがあり、年金額が低額な要件で決定した結果、遺族厚生年金に未払いが生じていた。</li> </ul>
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</li> <li>○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</li> <li>○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。</li> <li>○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にやっている。</li> <li>○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。</li> </ul>
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。</li> <li>○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。</li> <li>○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。</li> </ul>

項番	事象	概要
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	<p>○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。</p> <p>○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。</p> <p>○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。</p>
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<p>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</p> <p>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</p>
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	<p>○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</p> <p>○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。</p> <p>○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。</p>
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	<p>○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。</p> <p>○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。</p> <p>○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。</p>
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	<p>○既に解散している旧農林共済の受給権者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。</p> <p>○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。</p>
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	<p>○旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カラ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。</p> <p>○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。</p> <p>○項番4にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。</p>
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	<p>○被用者年金の加入期間が20年以上ある方が亡くなった場合であって、受給権者(女性)の年齢が65歳に達していない場合は、遺族年金に寡婦加算が加算される。</p> <p>○厚生年金と共済年金の加入期間がそれぞれ20年以上ある場合、被用者年金一元化前は遺族厚生年金に加算を行っていたが、被用者年金一元化後は、加入期間を比較して長い方の年金に加算することとなった。</p> <p>○機構又は共済組合が支給する遺族厚生年金のどちらに加算を行うかについては、年金の裁定時に共済情報連携システムを介してそれぞれの制度の加入月数の情報交換を行うことにより、系統的に長短を比較し判定している。</p> <p>○共済組合から支給される年金であっても、一元化後であれば遺族厚生年金として受給権が発生するが、共済組合期間に恩給期間が含まれる場合は遺族共済年金として決定することとなっている。この場合、共済情報連携システムで情報交換を行う際に「遺族共済年金」として照会をかけるべきところ、誤って「遺族厚生年金」として照会したため、遺族共済年金の加入期間に関する情報が得られず、誤って厚生年金に長く加入したものと判定された。</p> <p>○そのため、遺族共済年金で加算すべき寡婦加算額が遺族厚生年金に加算され、遺族厚生年金に過払いが生じた。</p>
39	障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ	<p>○障害基礎年金を受けている方に、65歳に到達したことで新たに振替加算が加算される老齢基礎年金を受ける権利が発生した場合は、加算額が加算された老齢基礎年金の支払いは一度停止し、お客様にどちらの年金を受け取るかを選択していただく。</p> <p>○お客様が、加算額が加算された老齢基礎年金を受け取ることを選択された場合は、障害基礎年金の支給を停止し、加算額が加算された老齢基礎年金の支給停止の解除処理を行う。</p> <p>○その際は、老齢基礎年金本体、加算額のそれぞれについて、支給停止の解除処理を行う必要がある。</p> <p>○しかしながら、加算額の支給停止の解除処理を行わず、老齢基礎年金本体の支給停止の解除処理のみを行った結果、加算額が支給されないこととなり、未払いが生じた。</p>

項番	事象	概要
40	旧三共済等組合員期間を有し他年金の受給・加入状況の確認を要する場合の遺族年金の寡婦加算の加算漏れ	<p>○遺族共済年金・遺族厚生年金の受給権者となった妻が40歳以上の場合、遺族年金に寡婦加算が加算される。</p> <p>○寡婦加算は、遺族基礎年金を受け取れる間は支給停止されるが、子が18歳到達年度の末日に達したこと等により、遺族基礎年金が失権した場合は、支給停止の解除処理を行うことが必要となる。</p> <p>○また、共済組合員加入期間を有する方が亡くなった場合の寡婦加算については、支給要件(被用者年金の加入期間が20年以上あり、厚生年金の加入期間の方が長い)を満たしているかどうかを判定するため、正しい共済組合期間を登録しておく必要がある。</p> <p>○しかしながら、旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様について、遺族基礎年金の失権に伴う寡婦加算の支給停止の解除処理が漏れ、また、正しい共済組合期間が登録されなかったために、寡婦加算の未払いが生じた。</p>

※夫と妻が逆の場合も同様です。